○農林水産省告示第千三百八十五号

日本農林規格等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二号）の施行に伴い、日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、有機加工食品の日本農林規格（平成十七年十月二十七日農林水産省告示第千六百六号）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和二年七月十六日から施行する。

令和二年七月十六日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○経済産業省告示第百五十二号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和二年七月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和二年七月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

登録番号	氏名
420472	横山しのぶ
420474	種本　淳利
420476	小野　拓真
420478	濱田　祐介
420480	里　真志
420482	岡本　崇志
420484	須田　光
420486	所　寿弥
420488	石巻　雄舟
420490	松本　崇
420492	左近　遼二
420494	石神　荘理
420496	山地　史太
420498	志摩　晃司
420500	國米　裕介
420502	須藤　諒
420504	大澤　佑樹

○経済産業省告示第百五十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、令和二年七月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

令和二年七月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

登録番号	（変更前） 氏名	（変更後） 氏名
414894	比嘉　夏子	白石　夏子
417264	野村祐規子	山田祐規子

○経済産業省告示第百五十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、令和二年七月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

令和二年七月十六日

経済産業大臣　梶山　弘志

登録番号	氏名
418687	松田　圓

○環境省告示第五十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年七月十六日

環境大臣　小泉進次郎

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社イオン

ロ　住所　福島県須賀川市向陽町十八番地

ハ　代表者の氏名　代表取締役　實沢　浩嗣

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

福島県須賀川市横山町七番一

三　無害化処理の用に供する施設の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。以下同じ。）の洗浄施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

五　申請年月日

令和二年六月二十三日

六　縦覧場所

イ　環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

ロ　東北地方環境事務所資源循環課

ハ　福島県生活環境部産業廃棄物課

ニ　福島県須賀川市生活環境部環境課

○関東地方整備局告示第二百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和二年七月十六日

関東地方整備局長　石原　康弘

別表の指定番号十九の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「へ　所沢事務所　埼玉県所沢市けやき台二丁目三十三番一号」を「へ　所沢事務所　埼玉県所沢市東新井町三〇七番地の七」に改める。

○中部地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和二年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月十六日

中部地方整備局長　勢田　昌功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
熊野市有馬町字松原四六三九番三から三重県南牟婁郡御浜町大字志原字湊脇一八一七番一七八まで	前	八・七五～八・七五（メートル）	〇・〇九九（キロメートル）
	後	一一・〇五～一一・〇五	〇・〇九九

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和二年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月十六日

中部地方整備局長　勢田　昌功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	熊野市有馬町字松原四六三九番三から三重県南牟婁郡御浜町大字志原字湊脇一八一七番一七八まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　令和二年七月十六日

○中国地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和二年七月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年七月十六日

中国地方整備局長　水谷　誠

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
福山市大門町一丁目八六番から同市大門町一丁目八二番まで	前	二二・〇〇～二二・〇〇（メートル）	〇・〇四六（キロメートル）
	後	二二・〇〇～二五・〇〇	〇・〇四六

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所